

令和5年5月10日
国土交通省関東地方整備局
高崎河川国道事務所

県内で初めての届出対象区域の指定に向けて縦覧を実施

～沿道民地における電柱を対象に、前橋市元総社地区国道17号沿道を検討～

緊急輸送道路をはじめ道路区域では、電線類の地中化などを進め、災害時に電柱等が倒壊することによる道路閉塞の防止に取り組んでいる一方で、道路区域外の沿道の民地に設置された電柱等による道路の閉塞の危険もあります。

このため、令和3年に「届出・勧告制度」を創設し、沿道の民地のうち道路管理者が指定した届出対象区域の中に電柱を設置する場合、設置者は道路管理者に対して「届出」を行い、道路管理者は道路閉塞のおそれがある場合には必要に応じて設置場所の変更等の「勧告」を行えることとしました。

このたび、群馬県内で初めての届出対象区域の指定に向け、国道17号（緊急輸送道路）のうち、防災上特に重要な関越自動車道（高規格幹線道路）の前橋ICから群馬県庁（防災拠点）間において、電柱倒壊により道路閉塞の可能性がある区域を設定したため、区域設定案を縦覧します。

○区域設定案の縦覧

縦覧期間：令和5年5月11日（木）～5月25日（木）（土日曜・祝日を除く）

縦覧場所：高崎河川国道事務所 工務第二課及び前橋出張所、前橋市役所 道路管理課

※詳細については次頁をご覧ください

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ・テレビ記者会 高崎記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 高崎河川国道事務所

電話：027-345-6000（代表） FAX：027-345-6085

副所長 洲永 美秋（すなが よしあき）（内線：204）

工務第二課 課長 関 徳和（せき のりかず）（内線：411）

■届出・勧告制度の区域設定案の縦覧の詳細について

道路法44条に基づく届出・勧告制度の区域設定案について、以下のとおり縦覧します。

○設定内容

指定する工作物 : 電柱
届出・勧告制度の区域 : まえばしし もとそうじゃ
前橋市元総社地区 国道17号沿道

○区域設定案の縦覧

縦覧期間：令和5年5月11日（木）～5月25日（木）

土日曜・祝日を除く平日9時～12時、13時～17時

縦覧場所：国土交通省 高崎河川国道事務所 工務第二課

（〒370-0841 高崎市栄町6-41）

国土交通省 高崎河川国道事務所 前橋出張所、

（〒371-0846 前橋市元総社町335-8）

前橋市役所8階 道路管理課

意見書の提出：設定案に意見のある土地所有者などは、意見書に

住所・氏名・設定案について利害関係と意見の要旨（400字以内）

を記入し、5月25日（木・必着）までに、前記縦覧場所へ提出。

（郵送も可。（高崎河川国道事務所 工務第二課宛））

※意見書の様式の入手方法については、前記縦覧場所にて配布

及び高崎河川国道事務所ホームページでダウンロードできます。

沿道区域における「届出・勧告制度」の概要

○目的

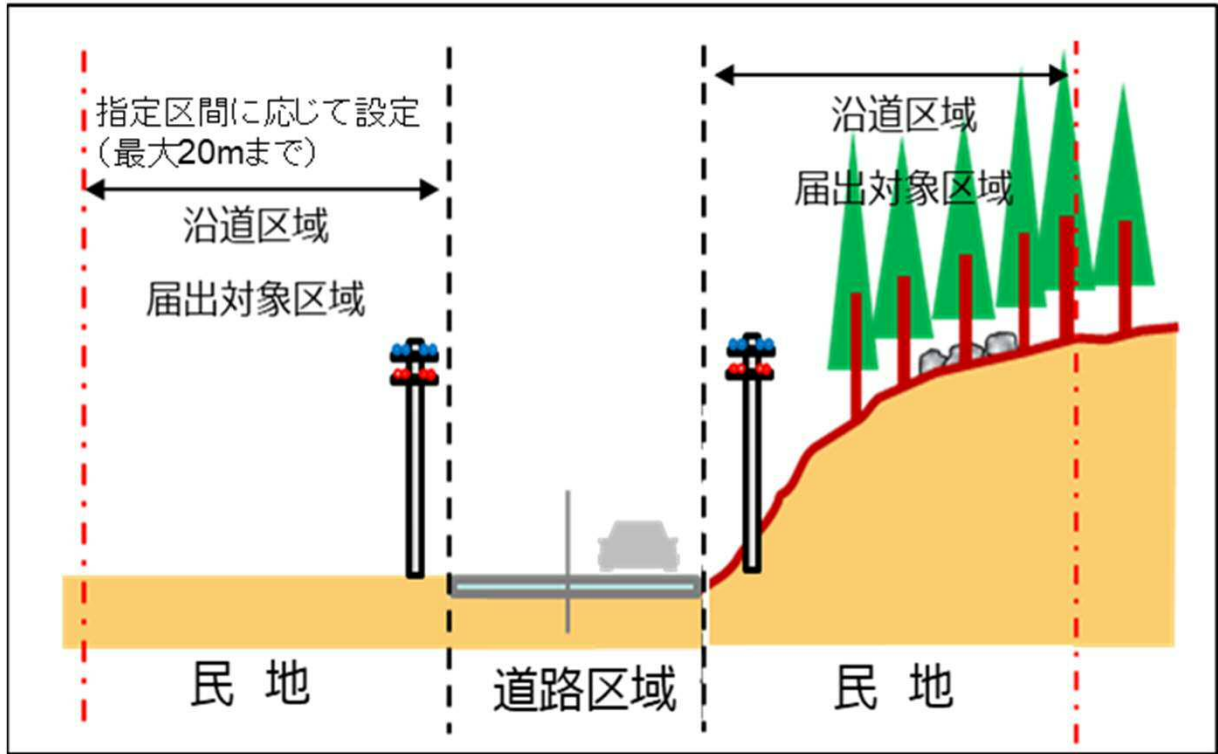
沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止(道路法改正(R3.9施行))

○制度の概要

道路管理者は沿道区域・届出対象区域を指定し、区域内に工作物(電柱等)を設置する際は、設置者から道路管理者へ届出。

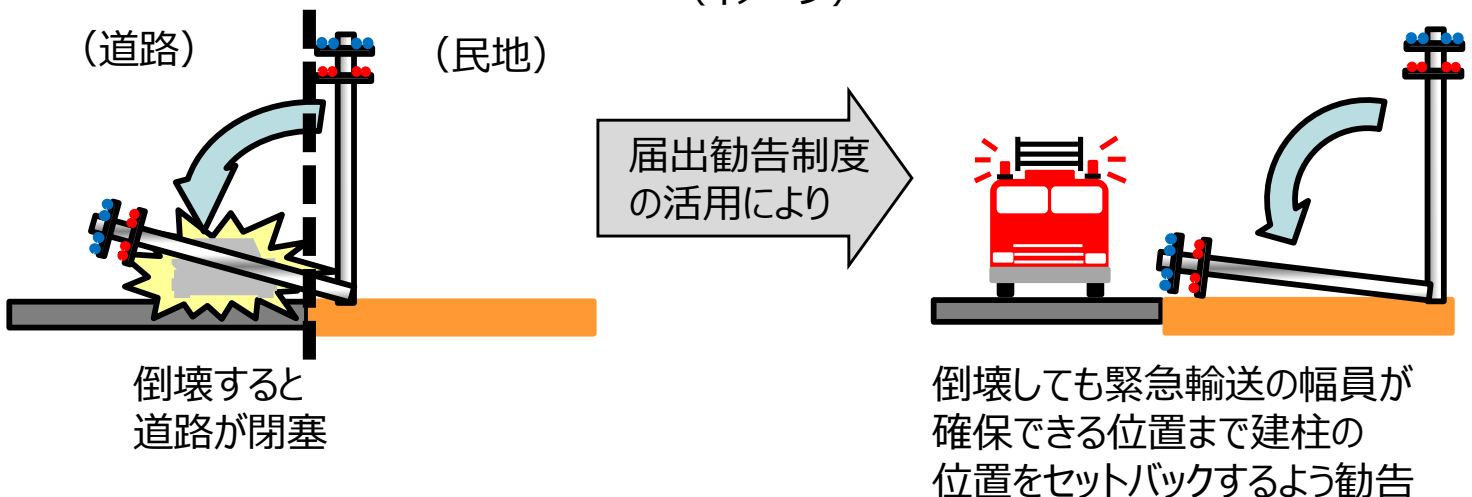
届出に対し、道路閉塞のおそれがある場合は必要に応じ勧告。

【 沿道区域・届出対象区域のイメージ 】



沿道区域:道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域
届出対象区域:沿道区域の全部又は一部において、電柱等を設置する際、届出が必要な区域

【 道路の閉塞を防止する仕組み 】 (イメージ)



※今回は、新設する電柱を対象とします。

■今回指定する**工作物は「電柱」を予定**
 (届出を行う**設置者は「電線管理者(東京電力、NTT等)」**)

■区域指定検討範囲については以下図のとおり (延長約1.5km・約5m幅)



■今後のスケジュール・手続きの流れ

【区域の設定】

- ①現地調査の実施
- ②現地状況を踏まえた区域の設定
- ③土地所有者等の把握
- ④地元住民等への説明

説明会の開催
(制度・内容の説明)

R4.12.21
(開催済)

縦覧・公聴会の開催
(区域設定案)

R5.2.10~24
(開催済)

縦覧
(区域設定案)

今回
R5.5.11-25

沿道区域の指定「告示」

届出対象区域の指定「告示」

「届出・勧告制度」の開始

R5年度内での開始を予定

※制度の開始については、「広報まえばし」に掲載予定

その他「高崎河川国道事務所ホームページ」等でお知らせいたします。